

Ⅲ 令和 7 年度規制に係る政策の事後評価の実施計画

1. 評価方法

事業評価方式による評価を基本とします。

2. 評価対象

規制に係る政策のうち、事前評価を行った政策について、事後評価を実施します。

なお、事後評価の実施時期については、法令に見直し条項（一定期間経過後に当該規制の見直しを行う旨の条項）があるものについては当該条項に定められた時期、それ以外のものについては事前評価書の作成又は当該規制の開始から最長で5年後とします。

規制の名称等	①評価の実施時期 ②事後評価の方法
1 対内直接投資等に係る事前届出対象等の見直し (条項) 外国為替及び外国貿易法第27条の2等	①令和7年度 ②事業評価方式
2 対内直接投資等に係る事前届出対象等の見直し (条項) 対内直接投資等に関する政令第2条等	①令和7年度 ②事業評価方式
3 国立印刷局債券発行規定 (条項) 独立行政法人国立印刷局法施行令第8条	①令和7年度 ②事業評価方式
4 造幣局債券発行規定 (条項) 独立行政法人造幣局法施行令第8条	①令和7年度 ②事業評価方式
5 通関書類に係る押印規定 (条項) 通関業法第14条	①令和8年度 ②事業評価方式
6 暗号資産の制裁の抜け穴としての悪用防止 (条項) 外国為替及び外国貿易法第16条の2等	①令和9年度 ②事業評価方式
7 資本取引規制の対象の拡充等 (条項) 外国為替及び外国貿易法第16条の2等	①令和11年度 ②事業評価方式
8 外国為替取引等取扱業者遵守基準の策定 (条項) 外国為替及び外国貿易法第55条の9の2等	①令和11年度 ②事業評価方式
9 対内直接投資等に係る事前届出の特例の見直し (条項) 対内直接投資等に関する政令第3条の2等	①令和11年度 ②事業評価方式